

前回の検討会の後に提出された構成員の意見

○ 改革の全体像・方向性について

<構成員の御意見>

- ・健康や衛生という公益性があるから規制があり、それに伴う指導や、それを主体的に行うための経営振興や基盤整備が必要と強調できる
- ・改革案の方向性は現在できる最善

○ 評価指標の設定、事業評価の実施

<構成員の御意見>

- ・仕分けは（天下り阻止のほか）もっと効率的かつ合理的にすべきと求めているので、成果の可視化推進は必須
- ・「飲食店における分煙の達成率の向上」は営業者にとっては厳しいが、社会的には許容されるのではないか
- ・「飲食店の食中毒予防」についてだが、レジオネラやノロウイルス対策は油断すると危なく、もっと謙虚に地道な予防措置の徹底や啓発を行う必要がある、当該成果を表示・評価していく必要がある

○ 国、自治体、団体等の役割を厳密に精査

<構成員の御意見>

- ・業界の自主管理と行政庁による監視・指導との関係を考え直す必要があるかもしれない
- ・残念ながら理美容消毒や浴場・施設での水質維持などに自主管理では不十分な事例も見受けられることから、自信を持って利用者に「安全」を謳うためには、第三者的な評価や監視・査察の導入が有効ではないか
- ・都道府県OBの天下りについては、「原則廃止」とした方が、「改革」の言葉に相応しいのではないか

○ 法の目的（生活衛生関係営業の振興、公衆衛生）に相応しい仕組みへの改革

<構成員の御意見>

- ・都道府県生活衛生営業指導センターは、全国47都道府県に設置されており、当該センター組織の活性化が図れるよう、「都道府県」の指導を強化すべきできないか
- ・生活衛生行政に都道府県生活衛生営業指導センターが大きく貢献していることを、国民に周知すべきできないか

※第3回検討会終了後に4名の構成員から提出された意見をもとに作成